

広島県公立大学法人内部統制基本方針

平成 27 年 2 月 24 日策定

平成 31 年 1 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

広島県公立大学法人（以下「法人」という。）は、法人の中期目標の達成に向け、一人ひとりの職員が法人の職員としての自負を持ち、法令等を遵守しつつ、理事長のリーダーシップのもとで業務を有効かつ効率的に行うため、次のとおり内部統制に係る基本方針を定める。

1 法令等を遵守し、業務の適切性を確保するための方針

（1）行動規範の制定

理事長は、役員及び職員の行動規範を定め、法人の使命とその業務の公共性や社会的責任を自覚した行動の励行を徹底する。

（2）責任体系の明確化

理事長は、法令及び規程等の遵守の徹底を図るため、責務に応じた責任者を置き、法人内の責任体系を明確化する。

（3）学内外からの通報に関する仕組みの確保

理事長は、法令及び規程等への違反その他の不正行為に関する通報及び相談を適切に処理するために、通報制度を設ける。

（4）違反行為に対する処分

理事長は、職員の法令及び規程等への違反行為については、職員の懲戒に関する規程に基づく懲戒処分を実施する。

（5）監査室の設置及び内部監査の実施

理事長は、監査室を設置し、法人の業務に関する内部監査を実施させ、その結果に基づき、是正又は改善措置を講ずる。

（6）監事による監査の実施

理事長は、監事監査規程に基づき実施される法人の業務運営及び会計経理に関する監査の結果に基づき、是正又は改善措置を講ずる。

（7）監事及び会計監査人との連携

理事長は、法人と監事及び会計監査人との定期的な協議の場を設け、情報交換をすることにより、法人の課題に対しての認識を共有する。

2 危機管理の適切性を確保するための方針

（1）危機管理体制の整備

理事長は、学生・教職員に対し危機意識の啓発をするとともに、法人の危機管理能力の向上に向けての体制及びシステムの整備に努める。

（2）危機管理に関するガイドライン及び規程等の整備

理事長は、災害、各種の事故・事件など様々な危機事象に、迅速かつ的確に対処するために危機

管理に係るガイドライン及び各種規程等を整備する。

(3) 危機管理に係る研修・訓練等の実施

理事長は、学生・教職員に対して災害をはじめとする危機事象及び防災に関する知識を啓発し、危機意識の涵養を図るため、定期的に研修及び訓練等を実施する。

(4) 危機管理委員会の設置

理事長は、広島県公立大学法人危機管理委員会を設置し、危機管理に係る体制及びシステムの見直しを行う。

3 情報の保存・管理及び伝達の適切性を確保するための方針

(1) 情報の保存及び管理に係る体制整備

理事長は、情報の重要度に応じた分類及び管理が行われるよう、体制及びシステムを整備する。

(2) 情報伝達に関する環境の整備

理事長は、重要事案についての情報・報告を迅速に受けるとともに、組織内で必要な情報が遅滞なく伝達され浸透することを目指す。また、情報通信技術を活用することにより、教育情報等の公表など外部伝達も含め、組織としての情報伝達が適時・適切に行われる環境を整備する。

(3) 情報セキュリティに関する体制の整備

理事長は、情報セキュリティに係る規程等を整備し、情報セキュリティに係る体制を整備するとともに、情報セキュリティ委員会を設置して、情報セキュリティ対策の実効性について定期的に評価・見直しを行う。

(4) 個人情報の適切な管理体制の整備

理事長は、法人が保有する個人情報の適切な管理について規程等を制定し、個人情報の漏洩の防止を徹底する。

4 業務の有効性及び効率性を確保するための方針

(1) 中期計画及び年度計画の作成

理事長は、広島県知事から指示された中期目標に基づき、法人の中期計画及び年度計画を策定する。

(2) 中期計画及び年度計画に基づく適切な業務の管理

理事長は、中期計画及び年度計画に基づく業務を適切かつ着実に実施するため、具体的な取組事項及び予算を定め、効率的な人的資源の配置を行うとともに、財源を効率的に使用する。

また、理事長は、法人の運営に係る重要事項について審議し、方針決定に資するため、広島県公立大学法人定款の規定に基づく役員会、経営審議会及び教育研究審議会を設置する。

(3) 業務の実績等に関する評価

理事長は、業務評価室を設置し、各事業年度及び中期目標期間の業務実績について自己点検・評価を行うとともに、地方独立行政法人法の規定に基づき、広島県公立大学法人評価委員会の評価を受ける。

また、学校教育法の規定に基づき、法人の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価（大学機関別認証評価）を受審し、教育研究水準の維持及び向上につなげる。

5 適正な財政運営及び財務報告等の信頼性を確保するための方針

(1) 財務諸表等の作成と公表

理事長は、財務諸表等を関係法令及び地方独立行政法人会計基準に基づき適正に作成し、公開することにより、経営内容を開示する。

(2) 適正な財政運営の実施

理事長は、経費の使用及び経理事務に係る規程等を制定し、財政運営が適正に行われるための体制を整備する。

(3) 会計監査人による監査の実施

理事長は、財務諸表の信頼性を確保するため、地方独立行政法人法に基づき、会計監査人による監査を受ける。

(4) 監査結果の報告及びフォローアップ

理事長は、会計監査人監査の結果について役員会へ報告して、承認を受けるとともに、監査結果に基づき是正又は改善措置を講ずる。

6 資産の管理及び処分に関する適切性を確保するための方針

理事長は、財産管理に関する諸規程を定め、資産の適正かつ効率的な管理及び運用を行う。

7 内部統制システムの整備及び運用

(1) 推進体制

理事長は、内部統制システムに関する事務を統括する役職員を次のとおり定めて内部統制システムの運用を確実にを行い、その最終責任を負う。

内部統制担当理事	事務局長
内部統制推進責任者	本部：事務局次長 各事務部：事務部長
内部統制推進部門	事務局（本部総務課が統括）

(2) モニタリング方法

理事長は、内部統制推進体制の下、次の方法により日常的モニタリング及び独立的評価を行い、その結果を業務に適切に反映させて、内部統制システムの継続的な見直しを図るものとする。

日常的モニタリング	各業務における自己点検・相互牽制 承認手続き
独立的評価 (日常的モニタリングでは発見できないような問題点がないか、別の観点から評価するため、定期的または随時行われるもの)	内部監査 監事監査 会計監査人監査